

国立がん研究センター 情報提供基本方針

令和6年1月1日

1. 基本方針の背景

- がんに関する情報提供は、がん患者や家族、国民の方々にとって極めて重要な役割を有しており、適切な情報がなければ、適切ながんの治療を選択し、がんを克服し、安心してがんとともに生きる社会を構築していくことはできない。

- 国立がん研究センター（以下単に「センター」という。）が実施している情報提供（広報を含む。以下同じ。）は、主に、
 - (1) 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律に定められた、調査、研究及び技術の開発、医療の提供、技術者の研修業務にかかる成果の普及
 - (2) がん対策推進基本法に記された、がん医療に関する情報の収集及び提供及びがん患者、家族に対する相談支援の一環としての情報提供の2つがある。

- これまで、前者はセンターのホームページ（いわゆる青色のページ）、後者は「がん情報サービス」を中心に情報提供活動が進められ、それぞれ別々に事業展開されてきた。しかしながら近年には、希少がんセンターによる希少がん情報の提供や、広報企画室を中心に進められてきた公式Y o u T u b eチャンネル（動画）の開設など、両者の中間的なもの、双方に跨るものも登場している。また、社会の求める緊急性のある情報など、上記の2種類には含まれない情報もある。

- しかし、利用者からみればどれも同じ「国立がん研究センターの提供情報」であり、上記(1)及び(2)や動画などの統一性や連携が十分でないため、わかりにくいという指摘がある。

また、特に上記(1)を中心に、ホームページ等での一方的な情報の提供にとどまり、ニーズの把握や効果測定や検証が必ずしも十分に行われず、必要とされる情報が正確に「伝わっている」のかどうかが不明確である。そして、このホームページの内容も、病院での医療や研究所における研究内容などに偏り、センター全体のビジョンや最新の取組内容をわかりやすくまとめた資料もない。

- さらに、当センターを取り巻く社会環境は大きく変化してきており、国民のニーズも多様化している。また、スマートフォンなどの情報通信端末が進化し、YouTube（動画）だけでなく、最近ではソーシャルネットワークサービス（SNS）やチャットの普及など新しい情報通信技術（ICT）の活用もますます進み、このような状況に適切に対応していく必要があることは言うまでもない。
- がんに関する情報提供に係る様々な課題や、当センターを取り巻く社会経済状況の変化に対応し、センター全体として戦略的な情報提供を推進していくため、今般、当センター全体の情報提供に係る「基本方針」をまとめることとしたものである。
- 情報提供の持つ重要性を十分踏まえつつ、本基本方針に沿って各部署が組織的かつ戦略的に取り組んでいくとともに、令和3年9月に設置された理事長直下の組織である「がん対策情報センター本部」が中心となってセンター全体の総合調整を進めていく。

2. ビジョン（目指すべき姿）

- 当センターが基本方針を作成・推進することにより、次の2点を実現し、もって「がんにならない、がんを負けない、がんと生きる社会」を目指す。
- ア 国立がん研究センターが、ホームページや動画などを効果的に活用し、わかりやすく伝えることにより、国民はそれぞれ知りたいと思うがん情報を早くかつ正しく、容易に入手できる。
- イ 国立がん研究センターからの情報提供や患者・家族などとの意見交換の実施等（双方向コミュニケーション）により、がんに関する知識や当センターの活動内容に関する国民の理解が促進される。

3. センター全体に共通する役職員の「基本姿勢」

- (1) 職員が、がん患者や家族、国民のがんに関する正しい情報の普及啓発及び理解促進のための責務を担っているという意識を持ち、がん患者や家族、国民の情報ニーズを把握するために努力する。
- (2) 情報提供に関わる職員は、出したい情報を出したら終わりという姿勢を改め、がん患者や家族、国民に向けて発信すべき情報は何かを認識した上で、情報の「受け手の立場」に立って、正しく、わかりやすく、理解しやすい情報提供を行う。また、国民が正しい情報を読み解けるようにするための情報リテラシーの向上を目指す。

- (3) センターのホームページやがん情報サービス等について、それぞれ戦略的に情報発信を行うための計画を作成するとともに、各部門や情報提供に関わる職員は、その計画に沿った情報提供活動を実践する。
- (4) 緊急時やがん医療に関する社会的な関心が大きく高まった場合には、情報の把握を迅速に行い、がん患者や家族、国民にとって必要な情報、国やセンターとして国民に知ってほしい情報を迅速、確実な方法で情報提供することに努める。また、緊急時には、震災などの自然災害に限らず、紛争や感染症の大流行などを含めて危機管理の対策を講じる。

4. 基本的考え方（戦略的な情報提供のための各部署における対応方針）

(1) 情報発信の内容に関する方針

- ① 最新の科学的知見の収集等による最新の情報の発信
- センターは、がん医療に関する調査、研究に基づいた最新の科学的知見を収集、根拠として整理（データベースの構築等）するとともに、その成果等を最新の情報として社会に向けて積極的に発信する。
- ② 正しい情報の発信
- がんに関する正しい情報を提供し、がん患者・家族および国民が正しい情報を得て、正しく理解できるようにすることは、センターが行う情報提供の本質である。情報コンテンツが正確であるべきことは基本的な要件であることをセンター職員は常に認識し、正しい情報の提供ができるよう、科学的根拠に基づいたコンテンツ作成を含む日々の業務を遂行する。医療は日々進歩するため、更新の滞った情報は正しさを失うことを意識して、発信する情報コンテンツの新しさも同時に追求する必要がある。また、情報の信頼性の時間変化にも配慮する。
- ③ 相対立する情報発信の調整
- ①の最新の情報の発信と②の正しい情報の発信、また、②の正しい情報の発信と⑥のわかりやすい情報の発信などは相対立する場合がある（例：最新の科学的知見に基づく情報であるがエビデンスレベルが高くない情報）ことから、こうした場合においても、国民の立場に立って、より適切な情報発信となるよう十分留意し必要な調整を行った上で、個々の情報発信を行う。

(2) 情報収集及び情報発信を行うに当たって留意すべき事項

④ ニーズ把握

- がん患者や家族、医療関係者、国民のニーズに対する感度を高め、迅速かつ適切に情報提供ができるように常にニーズ把握に努め、組織全体でニーズを共有した上で戦略的な対応を検討していく。なお、当センターが発信する情報について、国民（患者、医療関係者等）が要望する情報「全て」を網羅して提供することは難しいが、ニーズの高い情報を正しく発信するよう努める。

⑤ 意見交換や好事例の収集

- 患者・市民パネルや患者・家族との意見交換会等において、患者・家族等と直接的に意見交換する機会を積極的に活用し、センターとしての情報提供・情報発信について意見交換、意見収集を実施するとともに、好事例の収集等により、双方向のコミュニケーションやP P Iの推進を図る。

⑥ わかりやすい情報の発信と民間との協力推進

- がん患者・家族の目線に立ったわかりやすい情報提供が求められている。がん患者・家族が「知りたい」最新の情報へ容易にたどり着き、疑問に的確に答えられるように、センターが運営するウェブサイトやセンターが関与する書籍、冊子、チラシ等の紙媒体、ポスターやデジタルサイネージ等の視覚媒体、音声媒体について、「見やすさ」「わかりやすさ」「利用しやすさ」の観点から、継続的な見直しや改善を進めていく。その際に、民間の団体が保有する知識や技能、情報伝達手段を活用するなど、民間との協力を推進する。

⑦ 最新の情報通信技術（ICT）の活用等

- 情報発信に当たり、民間との協力等により、広く社会の情報通信技術（ICT）とつながり、最新のICTの知識や技術を活用した情報の発信が行われるようにしていくとともに、外部機関との多様なコミュニケーションに努める。
- ICTの活用により、知りたい情報を早く、容易に見つけたいというがん患者や家族、国民のニーズへ対応していく。

⑧ 社会の誤った情報への対応

- 故意の有無に関わらず、誤った情報や不確実な情報が社会に流布し、がん患者や家族が惑わされる事態が生じているときには、当センターが早く正しい情報を提供するように努める。

⑨ 手法やスキルの習得

- がん患者や家族や国民に対して、効果的かつ効率的な情報の提供を行うためには、職員の意識改革とスキルの向上が必要である。個々の職員の業務内容に応じて組織的な教育、研修プログラムを実施するとともに、職員が業務に必要なニーズ把握やスキルの自己研鑽に努める。

⑩ 持続的・計画的な実施と定期的な点検・改善

- センター全体の企画戦略に情報提供を含め、情報提供に関する企画立案や実施をセンターの事業活動の一部に位置づける。また、各部門が行う情報提供・情報発信については、がん対策情報センター本部会議において必要な部門間の調整を行い、コンテンツ改善の取り組みを持続的に進めていく。
- 中期または短期の計画に基づいて、情報提供についても進捗状況を定期的に管理する。効果を測定して継続的な見直しや改善の取り組み（いわゆるPDCA）につなげるとともに、定期的な外部評価に基づく改善を実施する。

⑪ 信頼の確保

- がん患者や家族、国民から、センターが提供する情報が信頼され続けるよう、センター全体の内部統制・ガバナンスを強化する。また、誤った情報や不確実な情報に対するセンターの認識や見解をタイムリーに発信するため、センターの信頼確保に努める。

5. その他

- 本方針については、3年ごとに当センターにおける情報提供の実施状況、がん患者や家族、国民からの意見や要望、法規制や政策の動向、デジタル技術の進展等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは改廃を行うものとする。

参考

【高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（抜粋）】

第三条 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

第十三条 国立がん研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
 - 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
 - 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
 - 五 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国立がん研究センターは、前項の業務のほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定に基づき、全国がん登録の実施に関する事務を行う。

【がん対策推進基本法（抜粋）】

第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者（その家族を含む。第二十条及び第二十二条において同じ。）に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。